

委託名 諏訪公園雨水調整池ほか3か所
耐震診断業務委託

特記仕様書

平成30年度

四日市市上下水道局

特記仕様書

1. 業務の目的

本業務の耐震・耐津波診断は、既存ポンプ場施設及び雨水調整池施設の耐震性能が確保されているかどうかを判断し、施設の被害予測、耐震化・耐津波化の必要性等、施設の耐震・耐津波対策を計画的に推進するために行う。

2. 対象施設

(1) 本業務の耐震・耐津波診断対象施設は、下記に示す既存調整池及びポンプ場施設とする。

施設名	排除方式	吐出力 (m ³ /min)	供用開始年	摘要
諏訪公園雨水調整池	雨水	—	平成 5 年	耐震
内堀ポンプ場	雨水	180	平成 4 年	耐震
野田排水機場	雨水	366	昭和 57 年	耐震
朝日町ポンプ場	雨水	688	昭和 26 年	耐震 耐津波

(2) 診断業務対象範囲

1) 対象施設・吐出力と対象工種

対象施設名	工種									備考
	土木・建築									
	吐出力 (m ³ /min)	対象施設								
流入渠		沈砂池	ポンプ棟	吐出水槽	調整池	電気棟	吐口	放流渠		
諏訪公園雨水調整池	—	—	—	—	○	○	—	—		
内堀ポンプ場	180	—	—	○	—	—	—	○		
野田排水機場	366	—	—	○	○	—	—	○		
朝日町ポンプ場	288	—	—	—	—	○	—	—		

(注)：○は業務対象施設を示す。

- 2) 関係図書の状況
対象施設の関係図書の有無を下記に示す。

対象施設名	関係図書有無					備考
	構造計算書	構造図	配筋図	杭伏図	地質調査報告書	
諏訪公園雨水調整池	×	○	○	○	○	
内堀ポンプ場	×	○	×	×	○	
野田排水機場	×	○	○	○	○	
朝日町ポンプ場	×	○	×	×	○	

(注)：○；関係図書有り、△；一部施設で有り、×；全施設で無し

3) 作業における留意事項

本業務の対象施設において図書の不足がある箇所は、目視による実測や経年変化の状況把握、建設当時の工法や材料の推定等から、現況を想定し診断を行うこと。また杭の施工状況が不明な施設は、杭による支持力を期待できないものとして診断を行うこと。

3. 対象施設

(1) 諏訪公園雨水調整池

位置：四日市市 諏訪栄町 地内

耐震補強対象施設

対象建物名	規模	構造種別	竣工年	調整池容量	調整池面積
雨水調整池	地上2階 地下1階	鉄筋コンクリート造	H5年	20,400 m ³	2,049 m ²

(2) 内堀ポンプ場

位置：四日市市 貝塚町 地内

下水排除方式：分流式

ポンプ吐出容量 雨水 108 m³/s

耐震補強対象施設

対象建物名	規模	構造種別	竣工年	延床面積	建築面積
ポンプ棟	地上1階	鉄骨造	H4年	206.23 m ²	206.23 m ²

(3) 野田排水機場

位置：四日市市 野田一丁目 地内

下水排除方式：分流式

ポンプ吐出容量 雨水 366 m³/s

耐震補強対象施設

対象建物名	規模	構造種別	竣工年	延床面積	建築面積
ポンプ棟	地上1階	鉄筋コンクリート造	S56年	144 m ²	144 m ²

(4) 朝日町ポンプ場

位置：四日市市 西末広町 地内

下水排除方式：分流式

ポンプ吐出容量 雨水 288 m³/s

耐震・耐津波補強対象施設

対象建物名	規模	構造種別	竣工年	延床面積	建築面積
電気室	地上1階	鉄骨造	H5年	116.08 m ²	116.08 m ²

4. 業務の内容

1) 耐震診断

作業項目	構造物	作業内容
診断計画	土木構造物 及び建築構造物	①診断の目的、主旨の把握 ②特記仕様書に示す診断内容の確認 ③診断概要、診断方針、工程計画 ④使用する主な基準及び図書等の確認 ⑤上記に関する作業計画書の作成
資料収集・整理	土木構造物 及び建築構造物	①資料収集 ・設計図書（設計図、構造計算書、基礎計算書、仕様書） ・完成図書（竣工図、コンクリート強度試験表等の施工記録） ・土質調査報告書 ②資料整理事項 ・対象ポンプ場の概要（名称、位置、計画能力、現況能力、ポンプ場種類、処理方式） ・対象構造物の概要（名称及び個数・形状、設計年度、建設年度、供用開始年度、用途変更履歴、被災履歴） ・その他診断に必要な事項の整理
現地調査	土木構造物 及び建築構造物	以下の事項を目視確認し、記録（写真、概況図、簡易計測値等）する。 ①原設計と現況（使用状況、載荷状況、改築補修状況、被災跡） ②躯体劣化状況（変形、亀裂、変質、剥落、錆） ③伸縮継手状況（位置、仕様、劣化状況） ④建築非構造部材状況（外観の異常、取付け状況、劣化状況） ⑤地盤沈下及び構造物沈下状況 ⑥周辺環境（周辺土地利用状況、現況地形） ⑦耐震計算入力条件及び耐震性評価に必要な事項について、設計図書、完成図書との整合性、施設の実態等を現地にて確認、記録する。 ⑧コンクリート劣化調査：コンクリートコア採取、コンクリート圧縮強度試験及びコンクリート中性化試験を実施する。
耐震計算入力条件の整理	土木構造物	①地盤の土質特性 ②現況に整合した荷重条件 ③レベル1及びレベル2地震動における入力条件 ④構造体のモデル化 ⑤材料の許容応力度
	建築構造物	①地盤の土質特性 ②現況に整合した荷重条件 ③中地震動及び大地震動における入力条件 ④構造体のモデル化 ⑤材料の許容応力度
診断	土木構造物	①地盤、基礎、躯体の耐震性の定量的評価 現況に則した計算条件を設定のうえ、計算等により耐震強度の確認を行い、耐震性を評価する。 ②評価結果の取りまとめ
	建築構造物	①基礎、躯体の耐震性の定量的評価 現況に則した計算条件を設定のうえ、計算等により耐震強度の確認を行い、耐震性を評価する。 ②非構造部材の耐震安全性の評価 外壁仕上げ材、天井材、建具等の地震時における落下の危険性を確認し、安全性を評価する。 ③評価結果の取りまとめ
耐震補強計画の策定	土木構造物 及び建築構造物	①対象構造物及び設備の耐震補強の方法について比較検討し、適切な補強策を策定する。 ②選定した補強策の施工手順及び仮設方法を検討し、施工計画案を策定する。 ③選定した補強策の計画図を作成し、概算工事費及び工期を算定する。
耐震診断図書の作成	土木構造物 及び建築構造物	①資料収集リスト ②施設概要 ③詳細診断表 ④耐震計算書 ⑤耐震補強計画図 ⑥概算工事費、工期計算書 ⑦その他資料（耐震補強方法比較検討書他）

注記1）対象構造物について、建築資材のアスベストスクリーニングを行い、アスベストの含有の恐れがある箇所についての報告を含む。

注記2）数量の記載が無い場合でも監督員と協議の上、必要と認められるものは全て含む。

2)耐津波診断（朝日町ポンプ場）

作業項目	構造物	作業内容
資料収集・整理	土木構造物 及び建築構造物	①施設の重要度や周辺環境、海岸の津波対策に関する調査 ②既往地震の津波による被災履歴に関する調査 ③津波想定に関する調査
現地調査	土木構造物 及び建築構造物	①開口位置と津波想定高との関係調査 ②近隣の津波避難ビル整備状況の調査 ③設備の耐水・防水状況の調査
耐津波対策の基本的考え方	土木構造物 及び建築構造物	①対策立案のための重点化範囲(区画)の設定 ②構造設計で求められる耐津波性能の設定
土木構造物の耐津波検討	土木構造物	①耐津波性能と基本的要求性能を踏まえ、津波荷重に対する構造部材に関する照査と津波の浸透による地下水圧と浮力への影響について検討する。
建築構造物の耐津波検討	建築構造物	①荷重の組み合わせ ②浮力の算定 ③耐圧部材の算定 ④構造骨組みの検討 ⑤転倒及び滑動の検討 ⑥洗掘の検討 ⑦漂流物の検討
対策の立案	土木構造物 及び建築構造物	①耐津波検討結果から、施設の重要度等を考慮した耐津波対策案について検討する。 ②概算工事費、工期計算書

3)照査

作業項目	対象業務	作業内容
照査	耐震・耐津波診断業務	①診断計画の妥当性 ②収集資料、整理事項及び確認事項の妥当性の照査 ③現地確認、耐震・耐津波計算入力条件の適切性及び実態との整合性 ④詳細診断及び簡易診断の適切性 ⑤耐震・耐津波補強策と計算結果の整合性 ⑥施工計画(施工手順、仮設方法)、概算費用及び工期の適切性

注記) 数量の記載が無い場合でも監督員と協議の上、必要と認められるものは全て含む。

5. 設計協議

設計業務のための打合せは、少なくとも初回・中間3回・最終を行うものとする。

6. 照査

(1) 照査の目的

受託者は業務を施行するうえで技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、成果品に誤りがないよう努めなければならない。

(2) 照査の体制

受託者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

(3) 照査事項

受託者は、下水道施設の耐震性及び耐津波性向上の重要性を十分に認識し、業務全般にわたり、次に示す事項について照査を実施しなければならない。

- 1) 診断計画の妥当性
- 2) 収集資料、整理事項及び確認事項の妥当性
- 3) 現地確認、耐震・耐津波計算入力条件の適切性及び実態との整合性
- 4) 詳細診断の適切性
- 5) 耐震・耐津波補強策と計算結果の整合性
- 6) 施工計画（施工手順、仮設方法）、概算費用及び工期の適切性

7. 参考図書

本業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 土木工事仕様書（四日市市上下水道局にて採用する仕様書）
- (2) 建築工事仕様書（〃）
- (3) 日本工業規格（JIS）
- (4) 日本下水道協会規格（JSWAS）
- (5) 下水道施設計画・設計指針と解説（（社）日本下水道協会）
- (6) 下水道維持管理指針（〃）
- (7) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（〃）
- (8) 下水道の耐震対策マニュアル（〃）
- (9) 下水道施設の耐震対策指針と解説（〃）
- (10) 下水道施設耐震計算例－処理場・ポンプ場編－（〃）
- (11) 下水道施設改築・修繕マニュアル（案）（〃）
- (12) 水理公式集（（社）土木学会）
- (13) コンクリート標準示方書（〃）
- (14) 土木工学ハンドブック（〃）
- (15) 土木製図基準（〃）
- (16) 地盤工学ハンドブック（（社）地盤工学会）
- (17) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説－許容応力度設計法－（（社）日本建築学会）
- (18) 鉄骨鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説－許容応力度設計と保有水平耐力－（〃）
- (19) 鋼構造設計規準－許容応力度設計法－（〃）
- (20) 建築基礎構造設計指針（〃）
- (21) 壁式構造関係設計規準集・同解説 壁式鉄筋コンクリート造編（〃）
- (22) 建築耐震設計における保有耐力と変形性能（〃）
- (23) 建設大臣官房官庁営繕部監修 建築工事設計図書作成基準及び同解説（（社）公共建築協会）
- (24) 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 建築工事標準詳細図（〃）
- (25) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（〃）
- (26) 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 建築構造設計基準及び同解説（〃）
- (27) 建設大臣官房官庁営繕部監修 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（〃）
- (28) 建設大臣官房官庁営繕部監修 官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説（（財）建築保全センター）
- (29) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（〃）
- (30) 国土交通省住宅局建築指導課監修 2001年改訂版既存鉄筋コンクリート建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説（（財）日本建築防災協会）
- (31) 建設省住宅局建築指導課監修 改訂版 既存鉄骨鉄筋コンクリート建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説（〃）
- (32) 建設省住宅局建築指導課監修 耐震改修促進のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説（〃）
- (33) 国土交通大臣官房技術調査課、国土技術政策総合研究所監修 土木構造物設計ガイドライン（（社）全日本建設技術協会）
- (34) 道路橋示方書・同解説（下部構造編）（（社）日本道路協会）
- (35) 国土開発技術研究所編 改訂 解説・河川管理施設等構造令（（社）日本河川協会）
- (36) 港湾の施設の技術上の基準・同解説（（社）日本港湾協会）

(37) 揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説（（社）河川ポンプ施設技術協会）

(38) 揚排水ポンプ設備設計指針（案）同解説（〃）

8. 第三者機関の評定

対象建築物の耐震診断内容の判定については、第三者機関の評価・判定を受けるものとする。その発注、打合せへの出席、取りまとめ、発注者への説明、手数料等の諸費用に関しては、受託者が負担するものとする。

なお、第三者機関とは、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会が「耐震判定委員会設置登録要綱」に基づいて設置した耐震判定委員会とする。

9. 耐震、耐津波対策の検討が不要な場合

耐震、耐津波診断の結果、対策の検討を要しないことが分かった場合は、それによって必要がなくなった業務の取扱いについて契約変更協議を行うものとする。

〔別紙〕

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による業務の委託を受けた者(以下「乙」という。)は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。))を含む。以下同じ。)を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(施工者の義務)

第2 乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者(以下「乙の従事者」という。)は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例(平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。)第11条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報を当該業務を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う業務の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市(以下「甲」という。)は、必要があると認めるときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うために、個人情報を収集するときは、当該業務を行うために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再提供の禁止)

第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による業務に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。

2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等(複写又は複製したものを含む。第9において同じ。)を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

(1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断

(2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕

3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を第三者に請け負わせたときは、当該業務の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合には、乙は、当

該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

(研修・教育の実施)

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による業務における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

(罰則等の周知)

第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

(苦情の処理)

第12 乙は、この契約による業務を行うに当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

○仕様書追記事項

暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年四日市市告示第 28 号）第 3 条又は第 4 条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加施策停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- (1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
- (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
- (3) (1) (2) の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

障害者差別解消に関する事項

1. 対応要領に沿った対応

(1) この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成 29 年 2 月 28 日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(2) (1) に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

2. 対応指針に沿った対応

上記 1 に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。